

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は「デジタル・ディバイド（情報格差）をなくし楽しむ未来を創る」をミッションに掲げ、最新のテクノロジーを駆使し、取引先におけるリアル業務をデジタル体験に置き換えることで業務改善を実現します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

加えて、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業感での取引の適正化を図ります。

①発注方法の改善

当社は、取引先との継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約（業務委託基本契約書及び秘密保持契約書）を締結し、当該契約に基づき取引を行うものとします。

加えて発注内容が曖昧な契約とならないよう、取引先と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。）による明示及びその交付を徹底します。

また、当社は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（独占禁止法、取適法、フリーランス新法、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」及び本宣言）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を営びます。

②対価の決定の方法の改善

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③代金の支払方法の改善

代金は手形での支払いは行わず、可能な限り現金で支払います。

④知的財産の保護及び取引の適正化

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2026年1月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社アイエンター

企 業 名

代表取締役 入江 恭広

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。